

「重点的に進める取組み」対象事業一覧（計画P.31～P.33）

①安心して出産できる環境づくりを推進する

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|----------------------------------|---|------------------|
| 1 | 子育て世代包括支援センターでの支援の実施（利用者支援事業の実施） | 母子保健施策と子育て支援施策の更なる連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。 | 子ども育成課 子育て相談課 |
| 2 | 子育て支援情報全般の集約と発信 | 専用サイトに妊娠期からの子育て支援に関する情報を集約し、周知します。また、メールマガジンによる情報発信を充実させます。 | 子ども育成課 |

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|--------|
| 3 | 地域子育て支援拠点事業の推進 | 中学校区ごとに実施する地域子育て支援拠点相互の連携を図るとともに、各拠点の質の向上に取組み、身近な地域で子育ての不安が解消できるよう事業を実施します。 | 子ども育成課 |
| 4 | 地域の子育て支援団体等との連携強化 | 地域において子育て家庭が「孤育て」家庭とならないよう、地域で活動する子育て支援団体等との連携を図ります。 | 子ども育成課 |

③幼児教育・保育の充実を図る

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|----------------|
| 5 | 幼児教育・保育の一体的な運営の推進 | 多様化する教育・保育ニーズ、低年齢児の待機児童対策や少子化等の課題に対応するため、教育・保育が一体となって取組むことが可能な環境整備・運営体制を推進します。 | 幼児保育課 学校教育課 |
| 6 | 待機児童対策の推進 | 年度途中に待機児童（特に0～2歳児）が発生する状況を踏まえ、低年齢児の受け入れ枠の拡大・充実を図ります。 | 幼児保育課 |
| 7 | 公民連携の推進 | 教育・保育ニーズの多様化に対応するため、特徴ある教育・保育を実施する私立保育園への移行を推進し、保護者が選べる教育・保育を提供します。 | 幼児保育課 学校教育課 |
| 8 | 園舎の老朽化対策 | 老朽化した園舎について、計画的に建替・大規模改修を行うことで、園児の保育環境の整備を図ります。 | 幼児保育課 学校教育課 |
| 9 | 国際化等に伴う体制整備の推進 | 国際化の進展により増加している外国籍児童への支援や保護者への相談体制を整えます。 | 幼児保育課 学校教育課 |

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|--------------|--|-------|
| 10 | 教員・支援員の拡充 | 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教員・支援員の拡充を行います。 | 学校教育課 |
| 11 | いじめや不登校対策の推進 | 児童生徒に対する相談活動の充実や学校での児童生徒の心の安定や自立を援助することにより、早期の学校復帰等を目指します。 | 学校教育課 |

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|--------------------------|---|-----------------|
| 12 | 特別なニーズに対応した教育 | 支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、支援員を配置することにより、学校生活の安定及び教育環境の向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 13 | 外国人児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援 | 初期の日本語教育を受けることにより、学校生活に早期適応が図れるようにします。また、日本語習得レベルに応じた日本語教育が受けられるようにします。 | 学校教育課 |
| 14 | 学校施設の老朽化対策 | 老朽化した校舎、体育館等の更新等を実施することにより、児童生徒の学習環境などの改善を図ります。 | 学校教育課 |
| 15 | 子どもが安全安心に過ごせる居場所の環境整備 | 小学校の更新等に合わせ、小学校内に子どもの居場所となる施設を整備し、放課後の安心・安全な居場所づくりに取組みます。 | 子ども育成課 学校教育課 |
| 16 | 放課後児童クラブ施設の公設化の推進 | 小学校の更新等に合わせ、小学校内に放課後児童クラブ施設を整備します。 | 子ども育成課 学校教育課 |

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|---|----------------|
| 17 | 総合相談窓口体制の整備 (子ども家庭総合支援拠点) | 令和4年度までの開設を目指し、子どもの成長や子育ての悩みを安心して相談できるよう、市の相談窓口を整理集約し、必要な専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備します。また、訪問等による継続的な支援の充実を図り、適切な支援を行います。 | 子育て相談課 |
| 18 | 子ども医療費助成の拡大 | 保護者の経済的負担を軽減することにより、子どもの適切な医療を受ける機会を確保し、健康の保持増進等の福祉の向上を図ります。なお、令和2年度から対象者を高校生等まで拡大します。 | 国保年金課 |
| 19 | コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携 | 地域と学校が互いにパートナーとして「連携・協働」することにより学校運営の改善や児童生徒の健全育成に地域とともに取組みます。 | 学校教育課 |
| 20 | 児童発達支援センターの機能の充実 | 特別な支援が必要な子どもの発達や状況に応じ、相談支援、訪問支援等の療育支援の充実を図ります。 | 子育て相談課 |
| 21 | 個別の教育支援計画に基づく教育、保育の実施 (特別支援教育の充実) | 特別な教育支援を必要とする子ども一人ひとりに合わせ、適切な指導・対応を行います。 | 学校教育課 幼児保育課 |
| 22 | 個別の教育支援計画を活用した幼保小中の連携強化 | 幼保小中連携を行うことにより、子ども一人ひとりに対し、切れ目のない適切な指導・対応を行います。 | 学校教育課 幼児保育課 |
| 23 | 子どもの学習・生活支援事業の充実 | 支援の必要な子ども一人ひとりに寄り添った学習機会の提供のほか、生活全般の相談を行い、将来への意欲を高められるよう支援します。 | 子ども育成課 |

⑥子どもの見守り、子育てにやさしい社会の形成を推進する

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|--------|
| 24 | 地域の子育て支援団体等の育成・支援 | 核家族化が進む中、子育て家庭が地域で孤立しないよう、地域で子育てを支援する団体の育成や支援を行います。 | 子ども育成課 |
| 25 | 地域の子育て支援団体等のネットワーク化の推進 | 地域における子育て支援の推進を目的として、地域の実情に応じて子育て支援団体や関係施設及び行政によるネットワークを構築します。 | 子ども育成課 |

⑦仕事と家庭の両立支援

| No. | 主な取組み | 取組みの概要 | 担当課 |
|-----|----------------|-------------------------------|--------------------------|
| 26 | 多様な預かり事業の整備・推進 | 働く保護者の多様なニーズに対応した預かり事業を整備します。 | 子ども育成課 幼児保育課 学校教育課 |

①安心して出産できる環境づくりを推進する

No.1 子育て世代包括支援センターでの支援の実施（利用者支援事業の実施）

利用者支援事業

利用者支援事業とは、子どもや保護者あるいは妊娠している方が、保育園・幼稚園・認定こども園の施設を始め、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業の中から適正なものを選択し、円滑に利用できるよう情報提供、相談・助言を行うなど、関係機関との連携調整や相談などを含めた支援を行うものです。

本市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保するため、「基本型」と「母子保健型」を実施します。

<基本型> 子育て相談課家庭相談担当、子ども育成課子育て支援センターの2か所で実施

- ・子育て家庭等からの日常的に相談を受け、個別ニーズに合った情報を提供し、円滑にサービスが利用できるよう支援します。
- ・子育て支援を実施している関係機関と連携し、地域の子育て情報を収集します。
- ・積極的に広報し、サービス利用者に周知します。

<母子保健型> 子育て相談課母子保健担当

- ・妊娠期から育児期にわたるまでの様々な相談に応じ、母子保健サービス等の支援や情報提供を行います。
- ・家庭の状況等に応じて、支援プランの策定を行います。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上は「母子健康包括支援センター」いう。）が規定され、本市では令和4年4月から母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援が一体的に提供するため、子育て相談課を設置することにより、基本型と母子保健型を1つの課で実施する体制を整えました。

子育て支援分野の利用者支援専門員（一定の実務経験を有し、子育て支援研修を受講した者をいう。）が、相談を通じ、妊産婦等のみならず子育て家庭の個別ニーズを把握し、把握した情報に基づき、保育所等や地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択し、関係機関につなぐとともに、担当間で連絡をとり必要な情報のやり取りをしています。より効果的な支援につなげるため、適切に母子保健間と情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行える体制を構築していきます。

①安心して出産できる環境づくりを推進する

No.2 子育て支援情報全般の集約と発信

◆子育て支援情報の提供

妊娠中から子どもの成長にあわせて必要な情報が得られるよう子育て支援情報を集約し、子育て情報誌の発行や子育て情報サイトによる情報発信を通じて提供します。

- ① はんだっこ0・1・2・3（毎月1回 1,750部発行）
0歳から3歳を対象にした情報紙です。お出かけカレンダーには、子育てサロン、園開放、読み聞かせ会などの開催日を掲載しています。
- ② はんだ子育て応援ハンドブック（年1回7,500部発行）
子育てに役立つ情報を取りまとめ、幼稚園、保育園で配布するほか、母子手帳交付時や児童手当申請時に配布しています。
- ③ 子育て応援サイト「はんだっこネット」 <http://handakko.net/>
安心して子どもを産み、地域で子育て支援ができるよう、子育て支援団体と行政が互いに連携し、情報発信しています。
(令和4年4月1日現在 登録会員数1,649人、バナー広告掲載3件)
- ④ はんだ孫育て応援ハンドブック
祖父母世代に向け、育児の考え方や方法についてのハンドブックを作成し、市内の公共施設等で配布しています。

※子育て応援サイト「はんだっこネット」の改良を行うほか、市の公式LINEを活用した子育て情報の提供を進めます。

① 幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

No.3 地域子育て支援拠点事業の推進

おもに0歳から3歳の乳幼児とその保護者を対象に、地域における親同士の出会いや交流の場とするとともに、育児不安や孤立した子育て家庭への不安解消を目指し、公営2か所、運営委託4か所の計6か所を設置しています。

| No. | 名称 | 所在地 | 開設時間等 |
|-----|-------------------------|-----------------------|--|
| 1 | 子育て支援センター 「はんだっこ」 | 広小路町155-3 クラシティ 3F | 9:30～17:00 ※毎月第4水曜日と年末年始休館 |
| 2 | 子育て支援室 「ぴよぴよ」 | 出口町 2-163 岩滑こども園内 | 月～金 (0～3歳親子) 9:30～12:00 (0～5歳親子) 13:00～15:30 ※木曜午前・祝日・年末年始除く |
| 3 | 板山ふれあいセンター | 板山町1-100-8 | 月～土 9:30～15:30 ※第2・第4土曜・祝日・年末年始除く |
| 4 | 青山児童センター 花・はな | 花園町4-5-5 | 月～土 (4月～9月) 9:30～16:00 (10月～3月) 9:00～16:00 ※第2・第4土曜・祝日・年末年始除く |
| 5 | 子育てサポートセンター 「たいようの家」 | 西大矢知町 4-63-1 | 月～金、第3・5土曜 9:00～15:00 ※第3土曜の前日、第5土曜の週の月曜・祝日・お盆・年末年始除く |
| 6 | KORO * KORO *はうす | 亀崎大洞町 3-28 | |

③幼児教育・保育の充実を図る

No.6. 待機児童対策の推進、No.7. 公民連携の推進、No.8. 園舎の老朽化対策

市立花園保育園民営化事業

低年齢児の保育ニーズの高まりにより、年度途中で待機児童が発生している状況があるため、民間保育所の拡充を進めるとともに、民間保育所と公立保育所が連携し、低年齢児の受け入れ枠の拡大や多様化する保育ニーズに対応していく必要があります。

令和元年度に策定した「半田市保育園等公民連携更新計画」に基づき、花園保育園の建替え・民間移管を実施するため、新設保育園の整備・運営を行う民間事業者を令和3年8月に決定しています。

そして、民間事業者への運営移管を、令和5年4月1日に実施しました。また、市立花園保育園を仮園舎として当面の間利用することとし、建設工事が完了次第、新園舎での保育を開始する予定です。

| | | | | | | |
|-------------|------------------|------------------------------------|--------------|----------------------|-----------|------------|
| 施設・事業の種類 | | 保育所 | | | | |
| 公私区分 | | 私立 | | | | |
| 法人名 | | ライクキッズ株式会社 | | | | |
| 施設名 | | にじいろ保育園 花園 | | | | |
| 所在地 | | 半田市有楽町6丁目5番2 ほか | | | | |
| 認可定員 | | 225人 | | | | |
| 利用定員 (人) | 給付認定 | 1号認定 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 0歳 1・2歳 | | 合計 |
| | 花園保育園 | — | 180 | — | 28 | 208 |
| | にじいろ保育園花園 | — | 180 | 6 | 39 | 225 |
| | 増減 | — | 0 | +6 | +11 | +17 |
| 実施事業 | | 延長保育（19時半まで）、障がい児保育、地域活動、一時保育、休日保育 | | | | |

○スケジュール

三者協議会開催（令和3年9月開始）

※開園まで2～3か月に1回開催

※三者：保護者、整備・運営法人、半田市

令和4年 4月 引継ぎ開始

令和4年 7月 新園舎建設工事開始

令和4年12月 共同保育開始

令和5年 4月 民間事業者へ運営移管（市立花園保育園園舎での保育実施）

令和5年 8月 新園舎完成

令和5年10月 新園舎開園

No.9. 国際化等に伴う体制整備の推進

令和4年度までは、ポルトガル語圏の園児・保護者を中心に翻訳依頼や通訳、日本語指導に注力してきましたが、令和5年度からは年々増加傾向にあるベトナム語を母国語とする園児・保護者に対応するため、新たにベトナム語の通訳者を確保し、外国にルーツを持つ児童への支援や保護者への相談体制を強化します。

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.10 教員・支援員の拡充

学校生活支援事業

(1) 学校生活支援員活用事業

集団生活になじめない児童生徒への支援や、授業中の学級運営補助等の支援を行うことにより、児童生徒が安定した学校生活を送れるよう、小中学校へ支援員を配置します。

〔令和5年度配置〕

○学校生活支援員（小学校）

支援の必要な児童の状況に合わせて、2小学校へ5名、8小学校へ3名、2小学校へ2名配置（1日5時間で年間900時間勤務）。

○中学校支援員（中学校）

支援の必要な生徒の状況に合わせて、1中学校へ6名、1中学校へ4名、3中学校へ3名配置（1日5時間で年間900時間勤務）。

(2) 市採用小学校専科教員【令和5年度新規事業】

小学校の教科担任制を進めることにより、子どもたちがより高度な教科教育を受けることができるとともに、一人の子どもを複数の教員が見守ることができる体制を整備します。

全小学校の5・6年生の児童が、2つの教科で専科教員の授業を受けることができるように国・県の配置に追加し、市独自で教員を採用し配置します。

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.11 いじめや不登校対策の推進

いじめ・不登校対策事業

いじめ・不登校対策として、児童生徒の心の安定や学校復帰等を促すため、適応指導教室の運営や学校におけるカウンセリングなどの相談事業を実施し、いじめ・不登校のない学校づくりを進めます。

(1) 適応指導教室（マーキュールーム、ビーナスルーム）の運営

心理的・情緒的要因により投稿できない状態にある児童生徒を対象に、学校への復帰を促すための施設として、平成14年5月に半田空の科学館内にマーキュールームを、令和3年10月に亀崎公民館にビーナスルームを開設しました。

国語・英語・数学の教科を中心とした個人指導や運動、行事などを実施、集団生活の中で社会性を養うとともに、スクールカウンセラーを年6回派遣し、児童生徒や保護者の心のケアに努めます。また、市立図書館や地区公民館などでも不登校児童生徒の受入事業を行っています。

(2) メンタルフレンド派遣事業

日本福祉大学子ども発達支援室の協力を得て、学生をメンタルフレンドとして適応指導教室に派遣し、スポーツ活動や気軽に話せる相談相手をしています。

(3) スクールカウンセラー派遣事業

小中学校に、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー（SC）を派遣し、児童生徒・教員・保護者への支援を行っています。中学校 SC は分校を含め5名、小学校 SC は4名配置し、小中の SC が情報交換し、中学校卒業まで継続した支援を行っています。

中学校 SC には、1回あたり県費の6時間に加え、市費で2時間を上乗せし、合わせて8時間勤務として相談事業の拡充を図っています（分校除く）。

また、小学校 SC は、県派遣の1名に加え、市費による4名を配置しています。

〔令和5年度 SC 配置予定〕

ア 中学校 SC（5中学校及びならわ学園分校に配置）

県費にて1回あたり6時間、年間41週派遣します。なお5中学校については、市費にて各行に1回あたり2時間を上乗せして、相談時間を拡大しています。

イ 小学校 SC（県費：乙川小、市費：半田小、宮池小）

原則、中学校区ごとに1校を拠点校として、学区内の小学校、幼稚園の相談事業を行います。1回あたり6時間、年間41週派遣します。

(4) 心の教室相談員活用事業

生徒が悩みを気軽に相談し安心して学校生活が送れるよう、5中学校に「心の教室相談員」を1人ずつ配置しています。相談員は1日4時間、週4日の活動で、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携を深め、生徒からの相談にきめ細やかに対応しています。

(5) 半田市子どもサポート会議による対策事業

いじめ・不登校対策事業等推進のため、半田市子どもサポート会議を組織し、幅広い学校支援活動を展開しています。

○半田市子どもサポート会議の概要

ア 委員の構成 医師、学識経験者、市内小中学校教諭、福祉関係者、県・市の職員等

イ 開催数 年2回

ウ 調査研究内容

○事案に応じて、専門家により構成するサポートメンバーを各校に派遣し、指導助言を行い、継続的な支援を通じて問題解決につなげます。

○生徒指導部会、不登校対策部会、適応指導教室、特別支援教育研究部会、特別活動研究部会の活動を推進し、いじめ防止や不登校対策につなげます。

○各部会の活動における情報の共有や問題解決を図ります。

- ・いじめ・不登校児童生徒の実態把握
- ・研修会、事例研究会の実施による教員支援
- ・不登校児童生徒に対する指導・支援体制の整備

(6) 教育相談事業

学校教育課と適応指導教室に教育相談員を配置し、いじめや不登校などを始め教育全般に係る相談活動を実施しています。保護者や子ども等からの相談に対し、悩みを聞き、アドバイスするとともに必要に応じて他の相談窓口を紹介するなど、様々な問題の解決に努めています。

(7) スクールソーシャルワーカー派遣事業

社会福祉に関する専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校から寄せられた問題について、学校及び家庭に環境改善のための助言を行い、継続的に支援します。令和5年度は1名が週5日の活動で、不登校対策の充実に努めます（学校教育課に常駐）。

(8) 教育委員会顧問弁護士

小中学校等の教職員が直接、気軽に法律的な相談・助言を受けることができる体制を整備します。

- ・委託先 弁護士法人 山崎法律事務所
- ・相談実績 令和2年度：14件 令和3年度：3件 令和4年度：6件

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.12 特別なニーズに対応した教育

切れ目のない支援体制整備充実事業

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、保護者の負担を軽減するための看護師及び介助員の配置、学校生活に要する環境を整備します。

令和5年度は、看護師2名、介助員3名を配置しています。

(課題や今後の取り組み)

医療的ケアを要する児童生徒が今後増加することが見込まれます。保護者のニーズにどこまで対応するべきか課題です。

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.13 外国人児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援

日本語初期指導事業

日本語を話すことができない児童生徒に対して、初期の日本語指導や学校生活指導を一定期間集中的に行うことで、小・中学校での学校生活に適応できるようにします。

〔令和3年度実績〕

- ・第1ターム（9～12月） 乙川東小学校 対象者数：7人
- ・第2ターム（12～3月） 横川小学校 対象者数：8人

〔令和4年度実績〕

- ・第1ターム（4～7月） 乙川中学校 対象者数：9人
- ・第2ターム（9～11月） さくら小学校 対象者数：10人
- ・第3ターム（12～3月） 横川小学校 対象者数：8人

〔令和5年度予定〕

- ・第1ターム（4～7月） 半田中学校 対象者数：7人
- ・第2ターム（9～11月） 横川小学校
- ・第3ターム（12～3月） 乙川小学校

外国人児童生徒日本語指導・相談事業

市内の公立小中学校で学ぶ外国人児童生徒の増加に伴い、日本語教育を必要とする児童生徒の学習・学校生活への支援の充実を推進しています。

（1）語学指導員派遣事業

日本語教育を必要とする児童生徒が在籍する市内小中学校に、語学指導員を1回あたり2時間で派遣し、日本語の指導や文書の翻訳、生活相談などを行います。

（2）外国人生活支援員派遣事業

外国人児童生徒の学校生活の充実のため、外国人生活支援員4名（1日勤務1名、半日勤務3名）を市内小中学校に派遣し、ポルトガル語、スペイン語を母国語とする児童生徒に対する授業及び学校生活の支援を行います。

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.1 4 学校施設の老朽化対策

(1) 小中学校

① 小中学校改築等事業

老朽化した学校施設について、全体的な施設更新を行うことで、児童生徒の学習環境等の改善を図ります。

令和5年度事業：亀崎小学校改築等事業、乙川中学校改築等事業

事業費：（小学校）255,338,000円（中学校）694,638,000円

② 小規模改修事業

学校施設を管理、維持していく上で必要な工事のうち500万円以下の小規模工事を集約したもので、年次計画により計画的に実施しています。また、突発的な修繕に対しても、その都度迅速に対処し、児童生徒の安全確保と施設の延命を図ります。

令和5年度事業：小学校小規模改修事業、中学校小規模改修事業

事業費：（小学校）31,000,000円（中学校）18,500,000円

令和4年度の主な実施事業

[小学校]

半田小学校校舎屋上防水補修工事、さくら小学校室外機改修工事、岩滑小学校階段ノンスリップ取替工事、雁宿小学校ジャングルジム修繕工事、乙川小学校東門改修工事、横川小学校校庭雨水桝設置工事、乙川東小学校南棟教室上裏塗膜撤去工事、亀崎小学校南校舎屋根防水修繕工事、有脇小学校昇降口防水工事、成岩小学校北校舎タイル壁撤去塗装工事、宮池小学校特別支援教室間仕切工事、板山小学校南棟東側屋外階段補修工事、花園小学校保健室空調機更新工事

[中学校]

半田中学校空調機電源工事、乙川中学校体育館電動暗幕修繕工事、亀崎中学校玄関側溝修繕工事、成岩中学校キュービクルトランス・コンデンサ更新工事、青山中学校校舎屋上防水層剥離工事

③ 小中学校特別教室等空調機器設置事業

小中学校の特別教室等に空調機器を設置し、教育環境の向上を図ります。

事業費：（小学校）93,600,000円（中学校）31,200,000円

(2) 幼稚園

①小規模改修事業

幼稚園施設を管理、維持していく上で必要な工事のうち、小規模工事を集約したもので、年次計画により計画的に実施しています。また、突発的な修繕に対してもその都度迅速に対処し、園児の安全確保と施設の延命を図ります。

令和5年度事業：幼稚園小規模改修工事

事業費：4,000,000円

令和4年度の主な実施事業

半田幼稚園雨漏り修繕工事、乙川幼稚園鋼製複合遊具修繕工事、亀崎幼稚園キュービクル復旧工事、宮池幼稚園運動場排水溝修繕工事、花園幼稚園放送設備修繕工事

④子どもの教育や育成支援の充実を図る

No.15 子どもが安全安心に過ごせる居場所の環境整備

No.16 放課後児童クラブ施設の公設化の推進

放課後における児童の居場所づくり

放課後児童の居場所については、小学校の更新等に合わせ、機能の統合・整理をしたうえで小学校施設内に集約することができないか検討し、放課後の居場所と、その居場所の安心・安全の確保に取り組んでいきます。

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

No.17 総合相談窓口体制の整備（子ども家庭総合支援拠点）

子ども家庭総合支援拠点

令和4年4月から機構改革により、子育て支援課と保健センターの組織を改編して子育て相談課を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、子どもの成長や子育ての悩みを安心して相談できるよう、市の相談窓口を整理集約し、必要な専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備しました。また、訪問等による継続的な支援の充実を図り、適切な支援を行うため、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）を、同年12月から家庭児童相談員を中心とした訪問に見直し行いました。

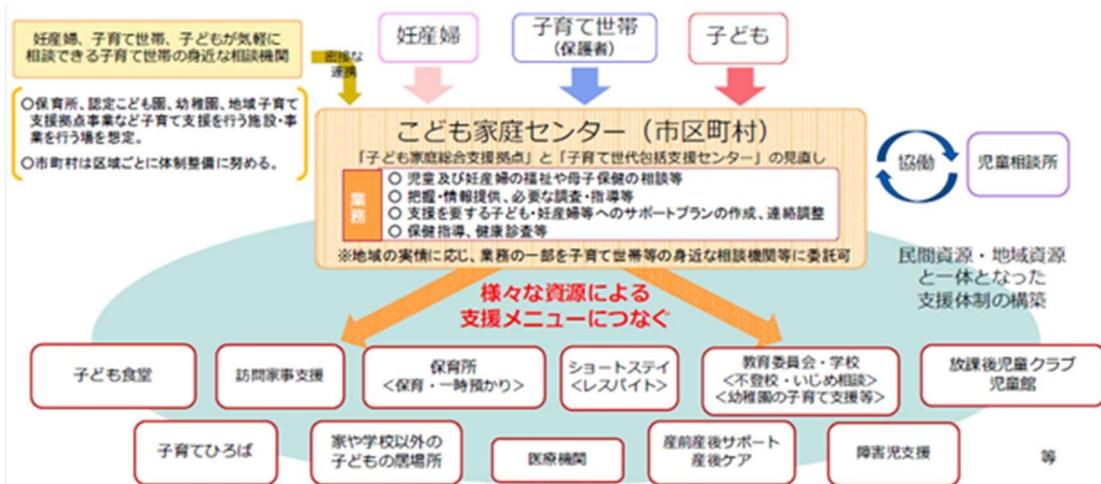
こども家庭センター

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世代がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

国は令和6年4月の施行に向け、①子ども家庭相談支援拠点の設置、②拠点と包括支援センターの一体的な支援体制を整備し、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成と地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図ることとしています。

本市においては、令和4年4月から1つの課で拠点と包括支援センターの一体的な支援を実施したことで、マネジメント体制の構築を図るため、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置することができ、連携強化の推進を図ることができました。また、子どもの発達段階や家庭状況等も含めた総合的な支援を実施するため、発達支援に関する業務についても一元化を図り、子どもに関する相談窓口を統合したことで、妊娠期から出産、子育て期に至る過程をスムーズに切れ目のなく支援する体制の整備を図っています。

今後は、こども家庭センターとして、拠点と包括支援センターの機能を維持した上で、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントや地域資源と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制充実を図り、更なる連携により一層の支援体制強化を図っていきます。



※こども家庭センターの設置【国が示しているイメージ図】

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

No.19 コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

平成 26 年度から学校支援組織として、保護者、地域及び学校が情報を共有し、地域社会全体で子どもを育てる仕組みづくりを進め、平成 28 年度に全小中学校に地域に根ざし、より発展するための学校運営支援協議会を設置、令和元年度以降は学校運営協議会として開催しています。

主に、学校の運営方針及び重点目標等の基本方針の承認に関することや家庭、地域及び学校の連携の推進に係る協議、提言及び支援に関することなどを所掌します。協議会の委員については、保護者や地域住民などの中から、学校長が推薦し、教育委員会が委嘱します。（任期は 2 年）

（課題や今後の取り組み）

令和 4 年度はコロナ禍の影響を受け中止せざるを得ない事業などもあったが、令和 5 年度も引き続き教育活動支援のみならず、学校運営に対しても更なる活動の充実と活性化を図れるように学校運営協議会を進めていきます。

学校と地域、行政における共通理解を図り、活動の推進のための人材発掘に努める必要があります。

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

No21.個別の教育支援計画に基づく教育、保育の実施（特別支援の充実）

成長・発達に重要な幼少期の子どもを預かる保育園等において発達支援の充実を図るため、令和元年度から通級による発達支援クラス「ひまわり組」を白山保育園に設置し、在籍園で保育を受けながら週1～2回利用できる通級を実施しています。

令和4年度までは利用対象園を公立園に限定していたところ、令和5年度からは、利用対象園に私立園を加え、特別支援の更なる充実を図ります。

また、近年では保育所と児童発達支援事業所を併用するケースが増えており、子ども一人ひとりに合わせた適切な指導・対応をするため、令和5年度からは保育所・児童発達支援事業所・保護者との調整会議を設け、支援の充実を図ります。

教育支援（就学指導）事業

心身に障がい又はその疑いのある子どもに対し、その子どもの状況を把握し、保護者との相談等、適切な教育支援を行うため、教育支援事業を実施しています。

（1）教育支援委員会

適切且つ継続的な教育支援を行うために設置しています。

- ア 委員の構成 16名（医師、学識経験者、市内小中学校及び特別支援学校の教諭、児童福祉施設及び児童・障害者相談センターの職員、県・市の職員）
- イ 審議人数 2年度…96人 3年度…128人 4年度…122人
- ウ 開催日 年2回開催（8月25日、11月30日を予定）
（第1回・第2回の間作業部会を2回開催）
- エ 内 容 次年度小学校新入学児童と、小中学校に在籍する児童生徒の就学指導判定の審議及びその決定などを行う。

（2）幼児教育支援委員会

心身に障がいまたはその疑いのある幼児に対し、幼稚園入園の適切な就園指導を図るために設置しています。

- ア 委員の構成 9名（医師、児童福祉施設の職員等、市職員）
- イ 審議人数 2年度…106人 3年度…85人 4年度…76人
- ウ 開催日 毎年1月に開催
- エ 内 容 次年度幼稚園新入園幼児の就園指導判定の審議及びその決定を行うとともに、加配教諭対象園児の審議も実施。

特別支援教育推進事業

心身に障がいがあり、特別な支援を必要とする児童に対して適切な指導を行うため、次の事業を実施しています。

(1) 臨床心理士派遣事業

臨床心理士を小学校・幼稚園（計年間 427 時間）に派遣し、教員への支援や保護者の教育相談などを行い、子どもの様子に応じたきめ細かな指導やアドバイスを実施します。

(2) ふれあい協議会（半田市特別支援教育連携協議会）

特別支援教育担当者及び関係機関との情報共有や意見交換を通じて、よりよい継続的な支援ができるように、年 4 回の研修会等（情報交換会、福祉サービス事業所の見学会、保護者向け特別支援教育進路説明会）を開催します。

(3) 特別支援教育啓発

保護者への特別支援に関する理解向上を図るため、保護者向け各種説明会の開催や担当指導主事による関係機関への情報提供を継続的に実施します。

(4) 日本福祉大学の学生派遣

日本福祉大学子ども発達支援室と連携し、特別な支援を必要とする児童のために令和 5 年度は半田小、雁宿小、亀崎小、宮池小に大学生を派遣し、支援にあたります。

教育支援（就学指導）事業

心身に障がい又はその疑いのある子どもに対し、その子どもの状況を把握し、保護者との相談等、適切な教育支援を行うため、教育支援事業を実施しています。

(1) 教育支援委員会

適切且つ継続的な教育支援を行うために設置しています。

ア 委員の構成 16 名（医師、学識経験者、市内小中学校及び特別支援学校の教諭、児童福祉施設及び児童・障害者相談センターの職員、県・市の職員）

イ 審議人数 2 年度…96 人 3 年度…128 人 4 年度…122 人

ウ 開催日 年 2 回開催（8 月 25 日、11 月 30 日を予定）
（第 1 回・第 2 回の間には作業部会を 2 回開催）

エ 内容 次年度小学校新入学児童と、小中学校に在籍する児童生徒の就学指導判定の審議及びその決定などを行う。

(2) 幼児教育支援委員会

心身に障がいまたはその疑いのある幼児に対し、幼稚園入園の適切な就園指導を図るために設置しています。

ア 委員の構成 9名（医師、児童福祉施設の職員等、市職員）

イ 審議人数 2年度…106人 3年度…85人 4年度…76人

ウ 開催日 毎年1月に開催

エ 内容 次年度幼稚園新入園幼児の就園指導判定の審議及びその決定を行うとともに、加配教諭対象園児の審議も実施。

特別支援教育推進事業

心身に障がいがあり、特別な支援を必要とする児童に対して適切な指導を行うため、次の事業を実施しています。

(1) 臨床心理士派遣事業

臨床心理士を小学校・幼稚園（計年間 427 時間）に派遣し、教員への支援や保護者の教育相談などを行い、子どもの様子に応じたきめ細かな指導やアドバイスを実施します。

(2) ふれあい協議会（半田市特別支援教育連携協議会）

特別支援教育担当者及び関係機関との情報共有や意見交換を通じて、よりよい継続的な支援ができるように、年 4 回の研修会等（情報交換会、福祉サービス事業所の見学会、保護者向け特別支援教育進路説明会）を開催します。

(3) 特別支援教育啓発

保護者への特別支援に関する理解向上を図るため、保護者向け各種説明会の開催や担当指導主事による関係機関への情報提供を継続的に実施します。

(4) 日本福祉大学の学生派遣

日本福祉大学子ども発達支援室と連携し、特別な支援を必要とする児童のために令和 5 年度は半田小、雁宿小、亀崎小、宮池小に大学生を派遣し、支援にあたります。

⑤安心して子育てが行える環境を充実させる

No22. 個別の教育支援計画を活用した幼保小中の連携強化

令和5年度も引き続き、学校教育課指導主事による就学前の説明会において、発達支援コーディネーターを派遣し、支援が必要となる園児の対応方法や情報提供を行うことで、通常学級、支援学級への選択の際に適切な助言を行います。

また、就学支援委員会へ幼児保育課指導保育士が参加し、園児の発達情報の共有を図るとともに、指導主事による就学前の子どもを対象にした保育所訪問時に、園児及び家庭状況について情報共有を図り、就学時における個別の教育支援を円滑に進められるよう連携を強めます。

個別の教育支援計画『ふれあい』の活用

個別の教育支援計画『ふれあい』とは、保護者と関係機関が連携し、早期からの支援体制を築くためのものです。子どもたちのよりよい支援のために、個別の教育支援計画『ふれあい』の作成をしています。

作成することによって、子どもたちを取り巻く関係機関が情報を共有することができ、継続した支援を行うことができます。個別の教育支援計画『ふれあい』を介して保健師や先生と継続的に懇談し、保護者の思いや、子どもたちの状況を伝えたり、園や学校での様子を知ったりすることができます。短期・長期での目標を設定し、定期的に見直しながら、子どもたちの成長を支えています。

リーフレット
表紙・裏表紙

リーフレット
見開き

① 安心して子育てが行える環境を充実させる

No.23 子どもの学習・生活支援事業の充実

① 常設学習・生活支援事業

要保護世帯（生活保護受給世帯）及び準要保護世帯（児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯等、経済的に困窮しており、教育委員会が援助を必要と認めた世帯）に属する中学生に対し、学習の支援、生活相談等を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図ります。また、様々な事情から事業への参加ができていない児童へのアプローチとして、訪問・電話等による学習や相談等の支援を実施し、家庭と連携しながら当該児童の参加を促進します。

○令和4年度実績

受講者 44名（うち児童扶養手当受給世帯33名、生活保護基準額の1.3倍以下の収入の世帯等11名）

市内3会場（亀崎、半田、青山）で週1回の開催

②長期休暇学習・生活支援事業

NPO法人等が学校の長期休暇中における子どもの居場所の提供や学習の支援を実施します。

○令和4年度実績

岩滑会場・・・15日開設 のべ194人参加

半田会場・・・13日開設 のべ117人参加

青山会場・・・16日開設 のべ260人参加

乙川会場・・・7日開設 のべ72人参加

亀崎会場・・・5日開設 のべ244人参加

保健センターに関すること

保健センターは診療所として開設しており、医療法に基づき一般社団法人半田市医師会会長を保健センター管理者・所長としています。保健センターでは、健康診査及び予防接種に関すること、健康増進に関すること、保健指導に関すること、その他保健予防に関することを実施します。

1. 施設概要等

| | |
|----------|---|
| 所在地 | 半田市東洋町二丁目 29 番地の 6 |
| 敷地面積 | 1,561.39 m ² |
| 建物面積 | 1,010.77 m ² (1 階 510.15 m ² 、2 階 500.62 m ²) |
| 1 階の主な部屋 | 健康相談室・待合室・検査室・会議室・小会議室 |
| 2 階の主な部屋 | 大会議室・栄養教室・健康診察室・第 2 会議室・歯科診察室・消毒室 |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建、鉄骨 ALC 造 (増築部分) |
| 開設 | 昭和 57 年 4 月 1 日 (平成 9 年 2 月 24 日増改築) |

子どもの歯科口腔保健事業

子どもの口腔内の異常や歯科疾患の有無を早期に発見するため、歯科健康診査、フッ素塗布、健全な歯と口腔の発達を促すため個々に応じた保健指導を行います。さらに年齢に応じたむし歯予防と口腔機能の育成等、保護者に対する子どもの歯科口腔に関する知識の普及啓発を図ります。

| | |
|---------------|----------------------|
| 1 歳 6 か月児歯科健診 | 2 4 回 (予定人数 8 0 4 人) |
| 2 歳児ピカピカ歯科健診 | 1 2 回 (予定人数 5 3 4 人) |
| 3 歳児歯科健診 | 2 4 回 (予定人数 8 7 0 人) |

母子健康増進事業に関すること

母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図ります。妊娠期から子育て期まで切れ目ない伴走型相談支援を実施し、個々の家庭に寄り添った細やかな個別支援及び情報提供を行い、地域で安心して子育てが行えるよう相談支援の充実を図ります。

1. 親子健康手帳 (母子健康手帳) の交付 【実績 (R4) : 7 5 9 冊】

妊娠の届出により親子健康手帳の交付を行います。交付時に保健師が個別面談を実施し、妊娠・出産・子育てに対する不安等を聞き取り、産前産後に利用できるサービス等の情報提供を行います。また、妊娠期から産後の生活がイメージできるよう相談支援を実施します。

2. 母子健康手帳アプリ (OYAKO plus)

令和 5 年 6 月から新たにマイナンバーカードを活用し個人認証が可能となる母子健康手帳アプリを導入します。アプリを活用し、乳幼児健康診査結果や予防接種歴など市の保有するデータ連携や子どもの月齢に応じた健康診査や予防接種の勧奨案内、育児教室やイベントのお知らせ等の情報発信を行います。さらに、日々の育児日記など子どもの成長管理としても活用でき利用者の利便性向上も図ります。

3. 妊娠8か月頃アンケート 【予定数 850 人】

令和5年度から新たに出産を間近に控えた妊娠8か月頃の妊婦へアンケートを実施します。回答結果をもとに、相談希望がある妊婦や出産までに支援が必要と判断できる妊婦に対し、保健師が面談等を実施し出産までの不安軽減を図ります。さらに、必要に応じて、産科医療機関等の関係機関と連携をします。

4. パパママ教室

妊娠中の生活や子育てについての知識普及を行い、健康な妊娠期を過ごすことができるよう教室を開催します。併せて父親の育児参加への意識づけを行います。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 回数 | 年8回 |
| 内容 | 助産師による「育児の心構え」等の話、沐浴実習、妊夫体験 |
| 実績（R4） | 実施回数：8回、参加延べ人数：325人 |

5. すこやかベビー応援コール

令和5年度から新たに産後間もない産婦を対象に、助産師や保健師が電話で母子の体調確認や育児に関する相談等を行い、産後の育児不安の軽減を図り、必要な支援に繋がります。

| | |
|---------|------------------------|
| 対象者 | 産後2週間～1か月頃の産婦とその子ども |
| 内容 | 産婦・新生児の体調確認、育児に関する相談支援 |
| 予定人数（人） | 802人 |

6. 産後ケア事業

産後まもない母の身体的、心理的負担を軽減させるため、産後ケア事業を実施します。産科医療機関や助産院に宿泊してサポートを受ける「宿泊型」と、日中滞在してサポートを受ける「デイサービス型」があります。

令和5年度から低所得世帯（市民税非課税、生活保護世帯）に対し利用料の負担軽減を実施します。

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 産後4か月程度までの母親とその子ども |
| 実施場所 | かとう助産院、ふたばクリニック、広渡レディースクリニック、あいち小児保健医療総合センター、広川レディースクリニック、公立西知多総合病院、八千代病院 |
| 予定人数 | 【宿泊型】8件×4泊5日 【デイサービス型】5件×1日 |
| 実績（R4） | 【宿泊型】利用者数10件 延べ22泊 【デイサービス型】利用者数0件 |

7. 助産師による新生児等訪問

助産師による新生児等の訪問を実施し、出産後、母子が心身共に健康な状態で育児ができるよう促し、母乳の推進を図ります。また、夫の育児参加、協力者の有無等育児環境を把握するとともに必要に応じて相談機関を紹介し育児不安の軽減や虐待予防に努めます。

| | |
|--------|------------------|
| 対象者 | 概ね生後2か月までの乳児及び産婦 |
| 予定人数 | 95人 |
| 実績（R4） | 利用人数 74人 |